

要請 (2014.4.30)

厚生労働大臣 様 要望書

日本はアジア太平洋戦争期の植民地朝鮮で 100 万人を越える若者たちを徴兵と徴用などで強制動員して戦争の弾よけにしました。その結果戦争が終わって朝鮮が日本から解放された後にも数多くの人々が故郷へ帰ってくることができず、異郷で怨みの霊になりました。犠牲者のうちで、一部は遺骨としてでも故郷に戻って家族のふところに眠ることができました。しかし大多数の遺族たちは犠牲者の痕跡さえ探せないまま胸に恨を抱いて永らく生きてきました。そのような渦中にノ・ムヒョン大統領と小泉総理が日本で亡くなった韓国人犠牲者の遺骨を調査して韓国に引き渡すことに合意したという話しを聞いて遺族たちは少しの希望を持つようになりました。

しかし祐天寺の遺骨一部が奉還されたこと以外に遺骨調査と奉還事業は日本政府の非協力的な姿勢によって、進んでいません。日本政府が犠牲者を強制動員して死なせたとすれば遺骸でも探して故郷へ送りかえすことが当然の義務であり、文明国家として、しなければならぬ最小限の人道的な措置だと考えます。

日本政府は沖縄、シベリアなどの地で死亡した方々の遺骸を収拾して家族を探したり、無縁の遺骸である場合は、千鳥ヶ淵などに安置していると聞きます。その遺骸の中には韓国の人々も必ずあるでしょう。

したがって韓国の遺族としては遺体発掘事業過程で DNA 検査を通じて遺骸を特定する作業に参加する権利があると考えます。靖国神社には国籍区別なしで全て合祀しておきながら、遺骸発掘事業には国籍差別をして韓国人犠牲者を排除するならば世界から非難される事になるでしょう。普遍的な人権の次元で、そして遺族たちの恨みをはらして少なくとも傷を治癒することができるように日本政府に次の通り要求します。

1. 日本政府の遺骸発掘事業に韓国遺族も正式に参加できるようにすること。
2. 遺骨を遺族に戻すために、発掘した遺骸からはすべてDNA検体を取り、可能な限り個体として情報および遺骨を保存すること。
3. 遺骨探しを希望する韓国遺族たちのDNA情報を収集して遺骸調査事業を進めること。
4. 厚労省は「墓地であれば名簿と遺骸の範囲が同一なので、遺骸と遺族のDNA照合をする。」と言っている。それならば、死亡地域が限定して判明している遺族については、墓地と同じと考えられるので、同一基準で直ちに希望する韓国人遺族からもDNA情報の収集・照合を始めること。
5. 現在、遺骨を家族に戻すために日本人遺族に行われている情報提供・DNA調査の呼びかけなどはすべて、韓国人遺族にも行うこと。

以上の要望に関する日本での申し入れ・回答の受け取りに関する件は、「NPO法人戦没者追悼と平和の会」塩川正隆理事長に委任いたします。

2014.4.30 太平洋戦争被害者補償推進協議会代表 李ヒジャ

回答 (2014.8.22)

平成26年8月22日

厚生労働省社会・援護局 援護企画課外事室

太平洋戦争被害者補償推進協議会からの要望書に対する回答

○ 遺骨収集帰還事業への参加に関する要望について（要望1）

遺骨収集帰還事業は日本国政府として実施するものであり、外国の方については、当該国政府が実施する同様の事業に参加することが基本と考えます。

仮に収容作業の過程において、朝鮮半島出身者の御遺骨であることが確認された場合は、現地関係機関に通報の上、しかるべく保管していただいた上で、その取扱について、外務省を通じて韓国政府と協議することとしています。

○ DNA鑑定に関する要望について（要望2から5まで）

戦没者遺骨のDNA鑑定は、遺骨を御遺族に返還することを目的として、次の条件を満たす場合に実施しており、韓国人の御遺族ということをもって、これと異なる取扱をすることは困難です。実施条件を満たす場合の取扱については、外務省を通じて韓国政府と協議したいと考えます。

- ① 記録資料等から、対象となる遺族を相当程度の確率をもって推定できること、
- ② 遺骨を受領することを前提として、遺族からDNA 鑑定の希望があり、かつ、鑑定に適している遺族から有効な検体が提供されること、
- ③ 遺骨からDNA 鑑定に有効なDNA の抽出が可能であり、科学技術的な有効性があること

DNA検体の採取については、個性の確認できる御遺骨に歯が残っている場合には、これを採取し、検体ごとに整理して省内霊安室で保管しています。

要望書を踏まえた、厚労省に具体的な要請 2014. 6. 23 推進協

- 1 クエゼリン遺骨流出について、早急に調査をおこなうこと、またクエゼリンのこれまでの遺骨収容活動の詳細を明らかにすること。流出した遺骨からDNAを採取すること。日本及び韓国の遺族に呼びかけ希望者からDNA採取を行うこと。別紙遺族についてはDNA採取を行うこと。今後のクエゼリンでの遺骨収容の計画を明らかにすること。
- 2 連番12番の新山満秀さんへの遺骨収集活動の報告に相当するような報告を14名（連番12, 14除く）に行うこと。死亡場所や地域が限定している人はその場所や地域に関して詳細に行うこと。ニューギニアで遺骨からのDNA採取を行ったと聞かすが、報告には各地域のDNA調査の実施状況も加えること。なお、今後の各地域・場所での遺骨収容の計画を明らかにすること。
- 3 連番14の沖縄行方不明者、権伝善さんに関しては、豊見城市のDNA調査に参加させること。

厚生労働省社会・援護局 援護企画課外事室庶務係長からの回答メール 2014.9.19

1 伊坂 康雄に関する情報

ペリリュー島の遺骨収容状況

これまで、政府派遣団により約7,600柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

ペリリュー島で収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

今後の遺骨収容方針

遺骨情報に基づき、遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかなる場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

2 金本 萬業に関する情報

金本萬業の戦死にかかわる情報について

送付資料に記載されているとおりであり、金本氏に係る他の死亡等に係る記録は、旧軍から引き継がれていない。

タイ・ビルマでの遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりタイで約2,000柱、ミャンマーで約31,000柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

タイ・ミャンマーで収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

3 松原 大植に関する情報

当該者を含む今までのミレ島での遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりミレ島を含むミレ環礁で約 340 柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

ミレ島で収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

4 城山 晃銖に関する情報

ウォーレイアイ島での遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりウォーレイアイ（メレヨン）環礁で約 3,100 柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

ウォーレイアイ島で収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

(参考)

平成26年3月実施の応急派遣においてウォーレイアイ環礁パリアウ島において認識票とともにご遺骨（検体あり）が収容された。認識表により戦没者氏名が判明した場合にはDNA鑑定を行うこととする。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

5 松本 忠雄に関する情報

ミンダナオ島マンジマ地区での遺骨収容状況

マンジマ地区を含むミンダナオ島においては、昭和 32 年以降平成 22 年までで、約 8,000 柱を収容している。

DNA 鑑定の実施状況

同地を含むフィリピンにおける DNA 鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、1 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

6 高山 秀夫に関する情報

パプアニューギニア・ボイキン地区の遺骨収容状況

ボイキンを含むウエワク地区においては、昭和 29 年以降約 11,000 柱を収容している。

DNA 鑑定の調査状況

同地を含むパプアニューギニアにおける DNA 鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、2 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

7 木本 豊鉉に関する情報

ミンダナオ島バタン地区の遺骨収容状況

バタン地区を含むミンダナオ島においては、昭和 32 年度以降平成 22 年度までに約 8,000 柱を収容している。

DNA 鑑定の実施状況

同地を含むフィリピンにおける DNA 鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、1 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

8 豊山 孟順に関する情報

サイパン島の遺骨収容状況

サイパン島においては、昭和 27 年以降約 29,000 柱を収容している。

DNA 鑑定の実施状況

同地を含むサイパン島における DNA 鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、1 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

遺骨は昭和 23 年 5 月 31 日に送還されたことになっているのか。

当局保管資料を調査したが、遺骨遺留品に関する記載はない。

9 金村 珍佑に関する情報

旧海軍軍属身上調査表のように遺骨、遺品に関する項目はどうなっているのか。陸軍の何の資料なのか。(資料に関する照会と思われるので)

ビルマ・グエビン村の遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりミャンマーで約 31,000 柱を収容している。(グエビン村での

収容数は不明。)

DNA鑑定の実施状況

これまでの遺骨収容において、朝鮮半島出身者の遺骨収容は行っていないため、同人に関連するDNA鑑定は行っていない。

なお、ミャンマーで収容したご遺骨にかかるDNA鑑定はこれまで鑑定に必要な要件を満たしたご遺骨が収容されていないため実施していない。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

10 國本 武男に関する情報

ルソン島マンカヤン地区での遺骨収容状況

マンカヤンを含むルソン島においては、昭和32年以降約49,000柱収容している。

DNA鑑定の実施状況

同地を含むフィリピンにおけるDNA鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、1柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

11 李田 喜敬に関する情報

ニューギニア・ギルワ地区での遺骨収容状況

ギルワを含むブナ・ギルワ地区においては、昭和29年以降約1,600柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

同地を含むパプアニューギニアにおけるDNA鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、2柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

12 新山 満秀に関する情報

ブラウン島の遺骨収容状況

これまで、政府派遣団によりエニウエトク（ブラウン）環礁で8柱を収容している。

DNA鑑定の実施状況

ブラウン島における遺骨収容は昭和58年以降行われていないため、DNA鑑定は行われていない。

今後の遺骨収容方針

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

13 南 大鉉に関する情報

ニューギニア・ヤムカル地域の遺骨収容状況

ヤカムル含むアイタペ地区においては、昭和 29 年以降約 800 柱を収容している。

DNA 鑑定の実施状況

同地を含むパプアニューギニアにおける DNA 鑑定については、ご遺骨に付随する遺留品により戦没者氏名が推定できたことから鑑定を実施した結果、2 柱のご遺骨の身元が判明し、ご遺族に伝達されている。

今後の遺骨収容方針（方針があれば、どちらの団体が行っているかを含めて）

今後、確度の高い情報があれば遺骨収容を実施することとし、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

14 権 云善に関する情報

(要望) DNA鑑定の対象に加えてほしい。

戦没者遺骨のDNA鑑定は、遺骨を御遺族に返還することを目的として、次の条件を満たす場合に実施しており、韓国人の御遺族ということをもって、これと異なる取扱をすることは困難です。実施条件を満たす場合の取扱については、外務省を通じて韓国政府と協議したいと考えます。

記録資料等から、対象となる遺族を相当程度の確率をもって推定できること、

遺骨を受領することを前提として、遺族からDNA鑑定の希望があり、かつ、鑑定に適している遺族から有効な検体が提供されること、

遺骨からDNA鑑定に有効なDNAの抽出が可能であり、科学技術的な有効性があること

15 岡村 乗時に関する情報

中国側に移管になった人についての資料調査をしてほしい

援護50年史によると、「終戦時、朝鮮半島出身のもと日本軍人軍属は、日本の敗戦に伴い日本本土及び海外各地において、連合国軍によって武装解除されるとともに、カイロ宣言に基づき日本国籍を離れ、日本に居住を希望する者を除いて、出身地へ送還されることとなった。外地にあった朝鮮籍の者は、連合国軍側によって所属部隊から分離して収容され、その帰還も所属部隊とは別に実施された。」とある。

岡村氏の場合、中国軍管理地域の支那派遣軍に所属していることから、当時、上海に樹立されていた韓国仮政府にその身柄が移されたと考えられる。また、資料によると岡村氏は、昭和21年2月1日除隊解雇(中国側移管)とあり、厚生労働省では除隊後の行動について、把握していない。

移管後、死亡した人の遺骨がどうなったか？

承知していない。

今後の方針

政府派遣団による中国での遺骨収容は、相手国の事情により困難。

今後、可能となった場合には遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

→ 遺骨の収容と仮定して記載しておりますが、何の今後の方針についてなのか違っていただければご指摘ください。

16 李原 恩蓮に関する情報

当該者の遺骨がどうなったかの資料を調査してほしい。

外事室保管資料を調査したが、同人に関する資料は確認できない。

当該病院で死亡した者の遺骨は収容されているか

政府派遣団による中国での遺骨収容は、相手国の事情により困難。

今後の遺骨収容方針

今後、可能となった場合には遺骨収容を実施するが、朝鮮半島出身者が混在していることが明らかな場合には、ご遺骨の収容は行わず、現地関係機関及び韓国政府等と協議を行う。

朝鮮半島出身者のご遺骨の収容は行わない。